

# 令和2年度主任介護支援専門員更新研修の受講を検討されている皆様へ

千葉県介護支援専門員協議会 2020/09/16

- 研修実施にあたっては、受講者の安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症拡大状況を見ながら、プログラムの変更や研修の中止、延期等を判断します。
- 国で定められている本研修のガイドラインでは、受講者自身の事例等の活用が必須であり、それを題材にしたグループにおいての多様な意見交換が求められております。このことから、現時点においては、参集する会場において感染症対策（基本的な感染症対策に加え、会場を分散し一会場の定員を抑え、人と人との距離を離すグループ配置等）を行うことで研修を進めていきます。しかしながら、今後の情勢によっては、Webを活用した実施方法に切り替えることも検討しております。
- Webを活用した研修会を実施するには、受講者自身にインターネットに接続されたパソコン、カメラ、安定した通信環境等が必要となります。申込書にてWeb環境をお知らせください。研修の実施方法については、皆様のご事情、新型コロナウイルス感染症拡大状況等を見て判断して参ります。皆様のご理解、ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

## 重 要

- 居宅介護支援事業所の管理者要件について「経過措置の延長」の措置が設けられています

介護保険最新情報 Vol.843 において、居宅介護支援事業所の管理者要件の部分が省令改正されたことが示されており、令和3年3月31日時点で管理者に主任介護支援専門員を配置できない事業所が、ただちに法令違反・廃止となるわけではないことが読み取れます。現時点においては、必ずしも今年度中の受講は必要ないと思われれます。受講を希望する場合は、所属の事業所・施設と十分協議の上、判断をお願いいたします。

### 「介護保険最新情報 Vol.843」より抜粋

【前提】令和3年4月1日以降は、すべての居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員となります。

ただし、以下の場合は一定期間猶予されます。

- ・令和3年3月31日時点で、当該事業所の管理者が主任介護支援専門員でない者が引き続き管理者である場合  
→令和9月3月31日まで猶予される。
- ・令和3年4月1日以降、不測の事態(※)により管理者を交代し、主任介護支援専門員を配置できない場合  
(※)不測の事態は介護保険最新情報 Vol.843 の通知を参照。  
→管理者確保のための計画書等を保険者に届出することにより猶予される。

- 新型コロナウイルス感染症に係る「有効期間の延長」の措置が設けられています

千葉県では更新時期が過ぎても資格を喪失しない取扱いとしています。有効期間満了日が近い方におかれましても以下の通知をよくご確認のうえ、計画的な準備と受講をご検討ください。

→[千葉県高齢者福祉課ホームページ](#) 「[新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて](#)」参照